

//《よくわかるところに貼っておいてください》

令和 7 年 4 月

貝塚市立津田小学校

校長 上阪 和功

気象警報発令時および地震発生の場合の対応について

気象警報発令に伴う臨時措置

ここでいう 気象警報とは、貝塚市に発令された気象警報のうち

暴風警報 または **大雨警報**（『土砂災害のみ』は除く）
特別警報 とします

◇午前7時の時点で、上記の気象警報が発令されている場合は休校とします。（午前7時以降に警報が解除されても休校です。）

※ミマホルメにメールを登録されている方には、メール配信します。登録されていない方は、ホームページでご確認ください（午前7時現在の警報発令を確認してから掲載となりますので、午前7時10分を過ぎてからご確認ください。）

◇登校後、警報が発令された場合は、原則として下校させます。下校の方法や時刻につきましては、天候の状況・地域の実情に応じて安全を第一に学校が判断します。

◇登校中に警報発令された時にどうするかについて、おうちで約束を決めておいてください。（家に帰るのか、学校へ向かうのか）

※迷った場合は学校へ向かうよう、ご指導ください。

※土砂災害のみによる大雨警報が発令されていても、休校とはなりません。

※警報の情報は、気象庁ホームページ（「貝塚市 警報」で検索）でご確認ください。

地震発生の場合の緊急措置

◇ 本市または隣接市町で震度5弱以上の地震が発生した場合

- 始業前…自宅待機。臨時休校。
- 登下校中
 - ▽ 揺れが収まるまで、その場で安全確保。
 - ▽ 揺れが収まったら、学校か家の近い方、安全な方に移動。
迷ったら学校へ向かう。
 - ▽ 家に帰っても家族がいない場合は、学校や知り合いの人の
いる安全な場所に避難。
- 授業中…授業中止（状況により学校待機またはお迎えによる下校）。
翌日は臨時休校。
- 放課後…翌日は臨時休校。

◇ 本市または隣接市町で震度5弱未満の地震が発生した場合

- 学校のホームページやメール配信（ミマモルメ）等で臨時休校の連絡がない限り通常授業を実施します。
- 学校施設の被害状況や通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかを学校が判断します。

※「隣接市町」とは、岸和田市・泉佐野市・熊取町を言います。